

監事監査報告書

平成30年5月29日

学校法人 芦屋学園
理事会 御中

監事 檜 永 征 二

監事 芥 田 健 太 郎

学校法人芦屋学園の監事兩名は、私立学校法第37条第3項及び学校法人芦屋学園寄付行為第15条の定めに基づき、平成29年度（平成29年4月1日から同30年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

記

1 監査方法の概要

監事兩名は、理事会、常勤理事会その他の主な会議に出席するほか、理事及び法人事務局、芦屋大学をはじめ各学校関係者から事業の状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、かつ主要な関係部署で業務及び財産の状況を調査すると共に、会計監査人（清友監査法人）から計算書類につき意見を聴き、総合的に検討した。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関して、法令及び寄付行為に抵触する可能性のある事例は認められなかった。ただし、学園組織や業務運営に関し改善すべき点が少なからず認められ、特に法人事務局長の不在が長引いていることは業務上多大な支障をもたらしていると言わざるを得ない。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、月次試算表など会計帳簿の記載と合致しており、かつ法令及び寄付行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況をほぼ正しく示しているものと認める。ただ、備品など動産類の資産管理に不十分さが認められ、改善の余地があると考えられる。
- (3) 本法人は長期に亘って事業活動収支計算における教育活動収支差額で巨額な差損を出し続け、近年も効果的な対応が出来ずにいた。当期においても、その差損は6億5千万円を超えているが、前期に比べて約1億7千万円も減少しており、人件費を中心とした経費削減と学生生徒募集に向けた努力が、やっと成果をもたらしたと認められる。

なお、当期末での懸案であった次年度の資金繰り問題についても、当面の資金確保が出来たことが認められ、今後の更なる財務改善も可能かと思われる。

- 3 なお、監査時の現状を整理すると共に、監事としての所見を記した書面は、別途理事長に提出した。

以上